

閣副第610号 府地事第501号 30文科高第536号 平成30年9月28日

各都道府県知事 各指定都市市長 各国公私立大学長 各国公私立高等専門学校長 大学を設置する各地方公共団体の長 各公立大学法人の理事長 文部科学大臣所轄各学校法人の理事長 文部科学大臣所轄各学校法人の理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 各都道府県教育委員会教育長 高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長 厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

殿

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官

稲 山 博 司

(印影印刷)

内閣府 地方創生推進事務局長

田村計

(印影印刷)

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長

義 本 博 司

(印影印刷)

特定地域内学部収容定員の抑制等に係る地域における大学の振興 及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関 する法律の一部の施行等について(通知) 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(平成30年法律第37号。以下「法」という。)は、本年6月1日に公布され、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定を除き、同日に施行されました。

このたび、当該規定が平成30年10月1日から施行され、また、併せて「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令」(平成30年政令第272号)及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」(平成30年内閣府、文部科学省令第1号)が同日から施行されることとなりました。

さらに、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成30年政令第278号)及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令」(平成30年内閣府令、文部科学省令第2号)が平成30年9月28日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定、平成 31 日 4 月 1 日時点の「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)及び同日時点の「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」(以下「共同命令」という。)の規定及び留意事項は下記のとおりです。

各都道府県におかれては、この旨を貴管内市区町村(政令指定都市を除く。)及び所轄の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣官房・内閣府及び文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

- 第一 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定について
 - 1 特定地域(法第5条第3項関係)

特定地域とは、大学の学部及び短期大学の学科(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令【施行令第1条】で定める地域をいうこと。

2 特定地域内学部収容定員の抑制等(法第13条関係)

大学若しくは短期大学の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者(以下「大学又は短期大学の設置者等」という。)は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部

の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、 特定地域内学部収容定員(特定地域内に校舎が所在する大学の学部及び短期大 学の学科の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものと して政令【施行令第2条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以 下同じ。)を増加させてはならないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限 りでないこと。

- I 特定地域内に設置している大学の学部等(大学の学部、短期大学の学科、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。)の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員(特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等(大学の学部、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令【施行令第3条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。)を減少させることと併せて、政令【施行令第4条第1項】で定めるところにより、当該学部等を置く大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の設置者(以下「大学等の設置者」という。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第4条第2項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- Ⅱ Iに規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令【施行令第4条第1項】で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学又は短期大学の設置者等が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第4条第2項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- Ⅲ 大学又は短期大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令【施行令第5条】で定める場合
- 3 勧告及び命令(法第14条関係)
 - ① 文部科学大臣は、大学若しくは短期大学(公立学校又は私立学校であるものに限る。)の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者(以下「公私立大学設置者等」という。)が2の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができること。
 - ② 文部科学大臣は、①の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができること。

- ③ 文部科学大臣は、①の規定による勧告又は②の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。
- 4 失効 (法附則第2条関係) 2及び3の規定は、平成40年3月31日限り、その効力を失うこと。
- 5 経過措置(法附則第3条関係) 2の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。
 - I 平成31年3月31日までに、特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置その他の政令【施行令附則第2条】で定める事項について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による文部科学大臣の認可(以下「認可」という。)を受けた場合
 - Ⅱ 平成36年3月31日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものとして政令【施行令附則第3条】で定めるもの(以下「専門職大学等」という。)の設置その他の政令【施行令附則第4条】で定める事項について認可を受けた場合
 - Ⅲ 2~5の規定の施行の日(平成30年10月1日)から起算して1年を超えない範囲内において政令【施行令附則第5条】で定める日(平成30年12月31日)までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部又は短期大学の学科の移転その他の政令【施行令附則第5条各号】で定める事項について、政令【施行令附則第5条】で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合
 - IV I~Ⅲに掲げる場合のほか、2~5の規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令【施行令附則第7条】で定める相当程度の準備が行われている場合
- 6 施行令への委任(法附則第4条関係) 5に定めるもののほか、法の施行に関し必要な経過措置について、政令【施 行令附則第6条】で定めること。
- 7 検討(法附則第5条関係)
 - ① 政府は、平成36年3月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
 - ② 政府は、平成40年3月31日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

- 第二 施行令の規定について
 - 1 特定地域(施行令第1条関係) 特定地域は、東京都の特別区の存する区域とすること。
 - 2 特定地域内学部収容定員の算定方法(施行令第2条関係)

特定地域内学部収容定員は、大学の学部にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員(修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令【共同命令第2条】で定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。)のうち特定年次(学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令【共同命令第3条】で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。)に係るものを合算し、短期大学の学科にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとすること。

3 特定地域内学部等収容定員の算定方法(施行令第3条関係)

特定地域内学部等収容定員は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校の学科にあっては当該学科(第4学年及び第5学年に係る部分に限る。)の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成32年1月1日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校の専門課程にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第5条】で定めるところにより、算定するものとすること。

- I 法第 13 条第 3 号に掲げる場合(5 Ⅲに掲げる場合を除く。) に増加させた特定地域内学部収容定員
- Ⅱ 法附則第3条第2号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員 Ⅲ 10に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員
- 4 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加 (施行令第4条関係)
 - ① 法第 13 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令【共同命令第 6 条第 1 項】で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令【共同命令第 6 条第 2 項】で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとすること。
 - ② 法第 13 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とすること。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とすること。
 - I 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科(以下「増加学科」という。)の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科(以下「減少学科」という。)の修業年限の年

- 数(高等専門学校の学科にあっては、2年。以下同じ。)より長い場合 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年 次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学 科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年 数とを合算して得た数を乗じて得た数
- Ⅱ 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 Iに規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第7条】で定めるところにより算定した数
- 5 法第13条第3号の政令で定める場合(施行令第5条関係) 法第13条第3号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。
 - I 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 1 の上欄の 在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定 員を増加させる場合
 - Ⅱ 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合 として内閣府令・文部科学省令【共同命令第8条第1項】で定める場合
 - Ⅲ 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
 - IV I~Ⅲに掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令【共同命令第8条第2項】で定める場合
- 6 法附則第3条第1号の政令で定める事項(施行令附則第2条関係) 法附則第3条第1号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。
 - I 特定地域内における大学又は短期大学の設置
 - Ⅱ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
 - Ⅲ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、 当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
 - IV 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴う もの
- 7 専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの(施行令附則第3条関係) 法附則第3条第2号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政 令で定めるものは、大学(専門職大学を除く。8において同じ。)の学部若し くは学部の学科又は短期大学(専門職短期大学を除く。8において同じ。)の 学科であって、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第3条】で定めるとこ ろにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開 し、又は育成する教育課程を編成するもの(8において「専門職学部等」とい う。)とすること。

- 8 法附則第3条第2号の政令で定める事項(施行令附則第4条関係) 法附則第3条第2号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。
 - I 特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置
 - Ⅲ 特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
 - Ⅲ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
 - IV 特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
 - V 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部 等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分 野の変更を伴うもの
 - VI 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの
 - VII 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学)又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの(専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学又は短期大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。)
- 9 特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出(施行令 附則第5条関係)

法附則第3条第3号の届出は、平成30年12月31日までに、次に掲げる事項であって平成31年12月31日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第4条】で定める様式に従い、行うものとすること。

- I 学校教育法第4条第2項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの
 - イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、 当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない もの
 - ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - ハ 特定地域内における私立学校である大学又は短期大学の収容定員に係 る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの
- Ⅱ 特定地域内における公立学校である大学の学部の学科の設置
- Ⅲ 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更
- IV I~IIに掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転

その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部 科学省令【共同命令附則第5条】で定める事項

10 専門職大学等に関する経過措置(施行令附則第6条関係)

法第13条の規定は、平成35年12月31日までに、法附則第3条第2号に規定する専門職大学等に係る9 I~IVに掲げる事項であって平成36年12月31日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第4条】で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。

- 11 法附則第3条第4号の政令で定める相当程度の準備(施行令附則第7条関係) 法附則第3条第4号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要 件のいずれにも該当するものとすること。
 - I 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令【共同 命令附則第6条第1項及び第2項】で定めるところにより、当該大学又は 短期大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。
 - Ⅲ 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学又は短期大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第6条第3項】で定めるものを行っていること。

第三 共同命令の規定について

1 年次別収容定員の算定方法(共同命令第2条関係)

施行令第2条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員(大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数。7②IVにおいて同じ。)に相当する数とすること。

- 2 特定年次の基準(共同命令第3条関係)
 - ① 施行令第2条に規定する共同命令で定める基準は、大学若しくは短期大学 又は高等専門学校の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目(②において「特定授業科目」という。)の単位数(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第32条第2項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。①及び②において同じ。)が、当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の2分の1を超えることとすること。
 - ② ①の場合において、授業科目のうち、その授業時間の2分の1を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、①に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しないこと。

3 大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い(共同命令第4 条関係)

施行令第2条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとすること。

- 4 専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法(共同命令 第5条関係)
 - ① 施行令第3条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科(夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。Ⅲにおいて同じ。)の区分(以下「学科区分」という。)ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数(単位制による学科にあっては、単位数。①において同じ。)が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の2分の1を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとすること。
 - I 平成32年1月1日以後に増加させた生徒総定員
 - Ⅱ 特定地域内学部等収容定員の減少の日前6月以内において授業を行って いない学科区分に係る生徒総定員
 - Ⅲ 当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第39条第2項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員
 - イ 1週間に担当する授業科目の授業時数が6単位時間以上の者
 - ロ 当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員(当該専 修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。)
 - ハ イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者
 - ② 2②の規定は、①の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員 の算定について準用すること。この場合において、2②中「単位数」とある のは、「授業時数」と読み替えるものとすること。
- 5 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出(共同命令第6条関係)
 - ① 施行令第4条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書に、 別記様式第2号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとす ること。
 - ② 施行令第4条第1項に規定する共同命令で定める事項は、次に掲げるものとすること。
 - I 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の 名称
 - Ⅱ 増加させる特定地域内学部収容定員の数

- Ⅲ 特定地域内学部収容定員を増加させる時期
- IV 特定地域内に所在する校舎の所在地
- ③ ①の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとすること。
 - I 特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員 の減少を開始する日の前日
 - Ⅲ 特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあっては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の12月31日
- 6 増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲(共同命令第7条関係)施行令第4条第2項第2号の共同命令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とすること。
- 7 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等 (共同命令第8条関係)
 - ① 施行令第5条第2号の共同命令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の6月前から3月前までの間特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合とすること。
 - I 1週間の所定労働時間が20時間以上である者
 - Ⅱ 1年間における所得税法 (昭和 40年法律第 33 号) 第 27 条第 2 項に規定 する事業所得の金額が 57 万円を超える者
 - ② 施行令第5条第4号の共同命令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。
 - I 入学する日の属する年の3月31日までに満30歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
 - Ⅲ 次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の6月前から3月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
 - イ 入学する日の属する年の前年以前の年において、① I 又は II のいずれかに該当していた者 (①の規定に該当する者を除く。)
 - ロ イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の1年前の日から配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び子又はそのいずれかと同居している者
 - Ⅲ 修業年限の後半を含む当該修業年限の2分の1以上の期間において、学

生が東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の存する区域をいう。) 以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、 当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目(大学又 は短期大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきも のに限る。)が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を 増加させる場合

- IV 大学の医学部(医学に関する学部の学科をいう。以下同じ。)について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数(その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数)の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- V 外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- ③ ② I 及びⅡに規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、施行令第5条 第2号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させるこ とができること。
- 8 法第13条第3号に該当する場合の届出(共同命令第9条関係)
 - ① 法第 13 条第 3 号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第 1 号による届出書に、別記様式第 3 号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとすること。
 - ② ①の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の12月31日までに行うものとすること。
- 9 専門職学科(共同命令附則第3条関係)

施行令附則第3条の共同命令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学(専門職大学を除く。)の学部又は学科にあっては大学設置基準第42条の4第2項の規定により組織する専門職学部又は同条第1項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学(専門職短期大学を除く。)の学科にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)

第35条の4の規定により教育課程を編成する専門職学科とすること。

- 10 施行令附則第5条及び第6条の届出書の様式等(共同命令附則第4条関係)
 - ① 施行令附則第5条及び第6条の共同命令で定める様式は、別記様式第1号とすること。
 - ② 8②の規定は、施行令附則第6条の規定による届出に準用すること。
- 11 特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出(共同命令附則 第5条関係)

施行令附則第5条第4号に規定する共同命令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第4条第1項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(以下「認可事項」という。)以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとすること。

- 12 施行令附則第7条第1号の意思決定の内容等(共同命令附則第6条関係)
 - ① 施行令附則第7条第1号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とすること。
 - I 特定地域内における大学若しくは短期大学、大学の学部若しくは学部の 学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学若しくは 短期大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又 はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加さ せるかの別
 - Ⅱ 増加させる特定地域内学部収容定員の数
 - Ⅲ 特定地域内に所在する校舎の所在地(建設予定地を含む。)
 - ② 施行令附則第7条第1号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとすること。
 - ③ 施行令附則第7条第2号の共同命令で定める契約その他の行為は、次の各 号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させ るために必要なものとすること。
 - I 校舎の新築、改築、増築若しくは改修(以下「新築等」という。)又は 購入若しくは借受けに関する契約の締結
 - Ⅲ 校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結
 - Ⅲ 校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結
 - IV 校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了(必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。)
 - ④ ①の意思決定、②の公表及び③の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成 29 年9月 30 日までに、それ以外の場合においては平成 30 年 9 月 30 日までに行われた

ものに限るものとすること。

- 13 法附則第3条第4号の適用に係る届出(共同命令附則第7条関係)
 - ① 法附則第3条第4号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第1号による届出書に、別記様式第4号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとすること。
 - ② 8②の規定は、①の届出に準用すること。

第四 留意事項

- 1 特定地域内学部収容定員の抑制等について(法第13条関係)
 - 法第 13 条で禁止している特定地域内学部収容定員を増加させる「特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法」には、特定地域内学部収容定員を増加させるあらゆる行為が該当することとなるが、その行為は、おおむね施行令附則第 2 条各号及び第 5 条各号に掲げる事項が想定されること。それらに列挙されているもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転や授業を行う教室の変更、授業科目の配当される年次の変更や夜間学部の昼間学部又は昼夜開講制の学部への変更等が想定されること。
 - 認可の申請があった場合において、その申請内容が法第13条に違反するときは、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)第1条に規定する認可の申請の審査の基準に合致しないこととなり、文部科学大臣は当該認可をしないこと。
 - 法施行後に特定地域内学部収容定員を減少させた場合についても、法第 13 条各号及び附則第 3 条各号の場合を除いては、減少させる前の特定地域内学 部収容定員に戻すことはできないこと。
 - 法第 13 条各号に掲げる特定地域内学部収容定員の増加の抑制に係る除外規定又は法附則第 3 条若しくは第 4 条の規定に基づく経過措置規定の適用を受けようとする大学の設置者等は、法附則第 3 条第 3 号、施行令第 4 条第 1 項若しくは附則第 6 条、共同命令第 9 条第 1 項若しくは附則第 7 条第 1 項に基づき文部科学大臣に届け出る必要があること。
 - 「校舎」の範囲は実態に応じて判断されること。「実務の経験を有する者等」を対象に校舎及び附属施設以外の場所(いわゆるサテライトキャンパス)で授業を行う場合における当該サテライトキャンパスは、学校教育法上の校舎ではないため法第13条の「校舎」にも原則該当しないが、特定の年次の学生が恒常的に利用している場合には、本法における「校舎」として当該サテライトキャンパスで授業を受ける学生の年次が特定年次に該当し得ること。
 - 特定地域内に校舎があれば特定地域内学部収容定員であることが推定されるため、特定地域内に所在する校舎において授業を受けることができる場合において特定地域内学部収容定員に算定しないこととなる場合は、授業計画等の授業科目の開設状況等が分かる資料の提出が必要であること。

- 2 特定地域内学部収容定員の算定方法について(法第13条本文、施行令第2条、 共同命令第2条及び第3条関係)
 - 特定地域内学部収容定員は大学の学部又は短期大学の学科ごとに算定されること。
 - 大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除くこと(昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う場合には除かれない。)。
 - 「編入学定員」には、いわゆる「学士編入」や「転入学」について定員を 設けている場合に係る定員も含まれること。
 - 共同命令第3条第1項に関し、ある授業科目がある年次の教育課程において開設されているか否かは、当該年次の教育課程において必修科目、専門科目等とされていることを基準とすること。
- 3 特定地域内学部等収容定員の算定方法について(法第13条第1号、施行令第 3条、共同命令第5条関係)
 - 大学又は短期大学の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下 の点に留意すること。
 - ・ 特定年次は、大学については学部の学科の年次ごとに、短期大学については学科の年次ごとに判定されること。
 - ・ 大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び 通信により教育を行うものを除くこと(昼間及び夜間の双方の時間帯にお いて授業を行う場合には除かれない。)。
 - ・ 法第 13 条第3号に掲げる場合(施行令第5条第3号に掲げる場合を除く。)に増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。
 - ・ 専門職大学等に係る経過措置(法附則第3条第2号及び施行令附則第6条)によって増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。
 - 高等専門学校の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点 に留意すること。
 - ・ 特定年次は、学科の年次ごとに判定されること。
 - 第4学年及び第5学年に係る部分に限ること。
 - ・ 平成32年1月1日以後に増加させた収容定員は算入できないこと。
 - 専修学校の専門課程の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・ 生徒総定員を特定地域内学部等収容定員に算入できるか否かは、学科の 修業年限の別による区分ごとに判定されること。
 - ・ 夜間その他特別な時間において授業を行う学科及び通信により教育を行う学科の生徒総定員は算入できないこと。
 - ・ 昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う学科の生徒総定員は算 入できること。
 - ・ 平成32年1月1日以後に増加させた生徒総定員は算入できないこと。
 - ・ 特定地域内学部等収容定員の減少の日の前6月以内において授業を行っ

ていない学科区分に係る生徒総定員は算入できないこと。

- ・ 学科の専任の教員のうち、共同命令第5条第3号イからハまでに掲げる 者の合計数が専修学校設置基準第39条第2項で定める専任の教員の数に 満たない学科に係る満たない部分の生徒総定員は算入できないこと。
- 4 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加について(法第13条第1号及び第2号、施行令第4条、共同命令第6条及び第7条関係)
 - 法第 13 条第 2 号については、統合や合併によって教育施設、職員組織、学 生等を引き継ぐ場合や共同教育課程を設ける場合が想定されること。
 - 減少と増加は対応している必要があり、最も早い減少の時期よりも早い時期の増加は認められないこと。また、段階的な減少と併せて増加させる場合、一時的であっても、特定地域内学部収容定員の総数の増加は認められないこと。
 - 高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程(以下「専門学校の専門課程等」という。)に係る特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同一の設置者が設置する他の専門学校の専門課程等を含む特定地域内学部等収容定員全体の変化を基礎として、法第13条第1号・第2号で定める「当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内」で算定すること(他の専門学校の専門課程等の生徒総定員を同時に増加させる場合には、当該増加数を差し引いて算定すること)。
 - 施行令第4条第2項各号及び共同命令第7条の規定は、修業年限の年数が 長くなる場合の特定地域内学部収容定員の算定方法であること。
- 5 特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ない場合として特定地域内学部収容定員を増加させる場合について(法第 13 条第 3 号、施行令第 5 条、共同命令第 8 条及び第 9 条関係)
 - ① 外国人留学生又は就業者である学生等に限定して特定地域内学部収容定員 を増加させる場合(施行令第5条第1号、第2号及び第4号、共同命令第8 条第1項、第2項第1号並びに第2号及び第3項関係)
 - 以下の学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、当該増加により生じた特定地域内学部収容定員の枠(以下「留学生等枠」という。)と、従前からある留学生等枠の学生を除いた学生に係る特定地域内学部収容定員の枠(以下「従前枠」という。)については、入学定員及び収容定員をそれぞれ別に管理すること。
 - ・ 施行令第5条第1号に規定する在留資格をもって在留する者である学 生(以下「外国人留学生」という。)
 - ・ 施行令第5条第2号及び共同命令第8条第1項に規定する就業者である学生(以下「就業者である学生」という。)
 - ・ 共同命令第8条第2項第1号に規定する満30歳以上になる者である 学生(以下「満30歳以上になる学生」という。)

- ・ 共同命令第8条第2項第2号イに規定する就業者である学生の要件のいずれかに該当していた者である学生(以下「退職者・休職者である学生」という。)
- ・ 共同命令第8条第2項第2号ロに規定する配偶者及び子又はそのいずれかと同居している者である学生(以下「主婦・主夫である学生」という。)
- 共同命令第8条第3項の規定に基づき、就業者である学生、満30歳以上になる学生、退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生(以下「就業者である学生等」という。)に係る特定地域内学部収容定員は合わせて増加させることができることとされており、留学生等枠の中で一体として管理することができること。
- 留学生等枠の特定地域内学部収容定員を従前枠とは別に管理していることを確認するため、5月1日現在の留学生等枠における学生の実数及び学籍簿を毎年度6月30日までに文部科学大臣に提出すること(提出の方法については、該当する大学に別途連絡することを予定。)。
- 既に外国人留学生や社会人であることが出願資格を有する者としての 入学試験の受験を認めている場合において、以下のような運用は不適切で あること。
 - ・ 外国人留学生や社会人であることを出願資格としている入学試験を経て入学した学生について、新たに設ける留学生等枠に該当する学生として取り扱うこと。
 - ・ 留学生等枠を創設して特定地域内学部収容定員を増加させる場合において、既に従前枠の中で外国人留学生や社会人の募集人員を設定している場合は、外国人留学生や社会人を入学させるための既存の枠を留学生等枠に振り替えて、外国人留学生又は就学者である学生等以外の学生を増加させることは認められないこと。
- 留学生等枠を設けて外国人留学生又は就業者である学生等のための入 学試験を行うに当たっては、受験生が適正な受験資格を有していることを 確認すること。
- 就業者である学生並びに退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生のための入学試験を行うに当たっては、受験生が、大学に通常通学できる地域に居住していることを確認し、学業に支障が生じると認められるほど通学に時間を要する者は、新たに特定地域内へ流入する蓋然性が高いことから認められないこと。
- ② その他特定地域内学部収容定員を増加させる場合(施行令第5条第3号、共同命令第8条第2項第3号~第5号関係)
 - 施行令第5条第3号の規定は、4年制の大学の学部を6年制にする場合 や2年制の短期大学の学科を3年制にする場合など、大学の学部の学科又 は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて特定地 域内学部収容定員を増加させる場合の算定方法であること。

- 共同命令第8条第2項第3号の規定は、修業年限の後半の期間において、学生が東京圏以外の区域の校舎で継続的に授業を受けることが確保されることにより、特定地域以外の地域における若者の修学及び就業を促進するためのものであること。
- 共同命令第8条第2項第4号の規定は、都道府県が設定するいわゆる医学部の地域枠であり、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対するものであること。
- 共同命令第8条第2項第5号の規定は、総論文数に占める被引用回数トップ 10%補正論文数が一定の割合を超えていること等世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる外国の大学に対するものであり、我が国の大学における教育研究の国際競争力の向上に資するものであるとともに、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものであること。
- 6 経過措置について(法附則第3条第1号~第3号、施行令附則第2条~第6 条、共同命令附則第3条~第5条関係)
 - 法附則第3条第1号及び第2号は、認可を受けた場合には別の手続を要さず適用されることとなること。
 - 法附則第3条第2号について、新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、平成36年度以降の認可に係るものは専門職大学等についても法第13条が適用され、特定地域内学部収容定員を増加させてはならなくなること。
 - 認可事項以外の事項によって特定地域内学部収容定員を増加させる場合に は、法附則第3条第3号に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。
 - 法附則第3条第3号について、学校教育法、同法施行令又は同法施行規則によって文部科学大臣に届出を行うべき事項についても、それとは別に施行令附則第5条並びに共同命令附則第4条及び第5条に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。
- 7 相当程度の準備が行われている場合について(法附則第3条第4号、施行令 附則第7条、共同命令附則第6条及び第7条関係)
 - 法附則第3条第4号は、大規模な準備が必要なものを対象として想定しており、認可事項については平成29年9月30日まで、それ以外の事項については平成30年9月30日までに契約等を行っていることを要件としていること。
 - 「教育の用に供する機械若しくは器具」には、教育研究以外の用途にも容易に転用可能な備品や消耗品は原則含まれないこと。
 - 合併等の検討のために要した事務職員の人件費等は対象にならないこと。
- 8 勧告及び命令について(法第14条関係)
 - 特定地域内学部収容定員等の算定に当たっては、学生数や授業科目の開設 状況等の実態に照らして適切に算定されることが求められることから、虚偽 申請等があった場合は、法第14条に基づく勧告等の対象となること

- 留学生等枠を用いて、留学生等枠に該当しない外国人留学生又は就業者である学生等以外の学生を修学させるなど、法の趣旨を逸脱した運用が認められる場合には、法第14条第1項に基づく勧告の対象となること。
- 上記の勧告の対象となるかの判断に当たっては、大学、大学院、短期大学 及び高等専門学校の設置等に係る認可基準(平成 15 年文部科学省告示第 45 号)第1条第3号に規定する基準等を勘案すること。
- 法第 14 条第 2 項の「正当な理由」とは、特定地域外の校舎を建て替える間や大規模災害により一時的に特定地域内の校舎を使うこととなった場合などのやむを得ない事由を想定しており、そのような事由がある場合には、あらかじめ文部科学省に相談いただきたいこと。
- 法第 14 条による勧告及び命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、学校教育法等の関連法令に照らして必要な措置をとることも想定されること。
- 9 失効について(法附則第2条関係)
 - 新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、法 第13条及び第14条の規定は平成40年3月31日限りで失効すること。
 - 今後、大学の収容定員の増加、校舎の移転等を計画するに当たっては、法 附則第5条による法の施行状況についての検討・見直しの経過に留意された いこと。
- 10 施行期日について(法附則第1条関係)

特定地域内学部収容定員の抑制に関する法の規定は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成30年政令第271号)により、平成30年10月1日から施行されること。ただし、専門職大学等に関する法令の規定は、平成31年4月1日から施行されること。

11 特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引について 事前相談の連絡方法、届出の方法、様式の記載方法や添付書類の内容、定員 の算定方法の詳細等に関しては、別に文部科学省において定めた「特定地域内 学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」に記載していることから、 特定地域内学部収容定員の増加に係る除外規定等を適用しようする大学又は短 期大学の設置者等においては、十分に当手引を参照した上で、届出等の手続を 行われたいこと。

添付資料

別添1:地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及 び就業の促進に関する法律(抄)(平成30年法律第37号)

別添2:地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及 び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成30年政 令第271号)

別添3:地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及

び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部 を改正する政令(平成30年政令第272号)

別添4:特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令(平成30年内閣府、文部 科学省令第1号)

別添5:地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及 び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成30年政令 第278号)

別添 6:特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令 (平成 30 年内閣府令、文部科学省令第 2 号)

(参考)

○内閣官房・内閣府ホームページ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/h30-06-01.html

○文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/index.htm

【問い合わせ先】

- ○法・施行令・共同命令の定員抑制に係る内容に関すること 文部科学省高等教育局高等教育企画課 竹中、片境 TEL: 03-6734-3332
- ○法の見直しに関すること内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(併)内閣府地方創生推進事務局根橋、足立TEL: 03-6257-1405